

幸手市告示第274号

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

幸手市長 木 村 純 夫

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業（以下「協賛事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 協賛事業の対象は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、市民等により構成された団体又は市内に営業拠点等を有する企業が主催して企画及び運営を行う事業のうち、市制施行40周年を広くPRできるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある事業
- (3) 不当な利益を得るために利用するおそれがある事業
- (4) 市の信用失墜に至るおそれがある事業
- (5) その他協賛事業として承認することが不適当と市長が認める事業

(支援内容)

第3条 市は、協賛事業の承認を受けた者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業の名称（以下「協賛事業名称」という。）の使用許可
- (2) 幸手市市制施行40周年ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用許可
- (3) 市のホームページでの周知

(使用上の遵守事項)

第4条 ロゴマーク等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長が使用条件を付したときは、その条件に従うこと。
- (2) 定められた規格、カラー等に従って適正に使用すること。
- (3) ロゴマーク等の全部又は一部について、変形し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(申請)

第5条 協賛事業の承認を受けようとする者は、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認申請書（様式第1号）により、当該事業を実施しようとする日の30日前までに市長に申請しなければならない。

(承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認め、承認をしたときは、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認通知書（様式第2号）を、協賛事業として適当でないと認め、承認しないときは、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(承認内容の変更)

第7条 前条第1項の承認を受けた者（以下「協賛事業者」という。）が、その承認内容について変更しようとするときは、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業内容変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認め、承認をしたときは、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業変更承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 協賛事業者は、協賛事業が終了したときは、速やかに幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならな

い。

(承認内容の取消し等)

第9条 市長は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認変更（取消）通知書（様式第7号）により、承認に係る条件を変更し、又はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該協賛事業者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認を受けた使用目的等以外に使用したとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

(事故、苦情等の処理)

第10条 協賛事業者は、協賛事業名称又はロゴマーク等を使用した物品等に関する事故、苦情等が発生したときは、協賛事業者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効日までに協賛事業の承認を受けた者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

申請者

団体・事業所名

所在地

代表者職・氏名

団体・事業所名
所在地
代表者職・氏名

下記の事業について、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業の承認を受けたいので、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業等の名称	(ふりがな) (名 称)	
2 事業内容		
3 開催日時		
4 参加費等	(無・有)	
5 開催場所		
6 U R L等		
7 協賛事業名称 及びロゴマーク 等の使用方法		
8 事業責任者	職名	氏名
9 担当者連絡先	(氏 名) (公表可・不可)	
	(電 話) (公表可・不可)	
	(F A X) (公表可・不可)	
	(E-mail) (公表可・不可)	
10 備考		

※ 太線の枠内は、市民の方に公表する情報となります（「公表不可」を選んだ場合を除く）。

第 号
年 月 日

様

幸手市長

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記事業について、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第6条第1項の規定により審査した結果、協賛事業に承認されましたので、通知いたします。

なお、協賛事業が終了しましたら、速やかに幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実績報告書を提出してください。

記

1 承認する事業等の名称	
2 承認期間	

（使用条件）

- 1 協賛事業の名義使用又はロゴマークの使用は、上記の承認期間以外は使用しないこと。
- 2 承認を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業内容変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- 3 協賛事業に関する事故、苦情等が発生したときは、主催者の責任で必要な措置を講じること。

様式第3号（第6条関係）

第号
年月日

様

幸手市長

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業不承認通知書

年月日付けで申請のありました下記事業について、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第6条第1項の規定により審査した結果、不承認となりましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 事業等の名称	
2 不承認の理由	

様式第4号（第7条関係）

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業内容変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

申請者

団体・事業所名

所在地

代表者職・氏名

団体・事業所名
所在地
代表者職・氏名

年 月 日付けで承認を受けました下記事業について、事業内容を変更等したく、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第7条の規定により申請します。

記

- 事業を中止します。
- 事業の内容を変更します。

1 事業等の名称	
2 変更事項及び 変更する理由 (中止の理由)	

第号
年月日

様

幸手市長

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業変更承認通知書

年月日付けで変更申請のありました下記事業について、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第7条第2項の規定により審査した結果、申請のとおり承認したので、通知いたします。

記

1 事業等の名称	
2 備考	

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実績報告書

年 月 日

（あて先）幸手市長

申請者

団体・事業所名

所在地

代表者職・氏名

団体・事業所名
所在地
代表者職・氏名

年 月 日付けで承認を受けた事業が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業等の名称	
2 実施内容	
3 開催日時	
4 開催場所	
5 事業の成果	

※ 名称やロゴマークを使用したことが分かるもの（ポスターやチラシなど）を添えて提出してください。

第 号
年 月 日

様

幸手市長

幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業承認変更（取消）通知書

年 月 日付けで申請のありました下記事業について、幸手市市制施行40周年記念事業協賛事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり承認を変更（取消）します。

記

- 承認を変更します。
 承認を取り消します。

1 事業等の名称	
2 変更の内容 及び理由 (取消の理由)	

※ 取消の場合は、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から協賛事業の名称及びロゴマーク等を削除すること。また、当該取消によって生じる損失は、一切補償しません。